

原告団

ニュース 101号

目次	裁判報告	1
	再処理準備書面(126)(要旨)	3
	再処理準備書面(125)(要旨)	4
	言論封殺の暗雲現われるなか、反核・反原発運動の今後は？	5
	海渡雄一弁護士と広瀬隆さんの講演によせて	6
	福島原発事故の県内への影響(その8)	8
	第13回イルカ展の報告	10
	六ヶ所核燃などを巡る動き	11
	お知らせなど	12

次回裁判 2014年3月7日(金) 午後1時15分～ 青森地方裁判所 円卓会議
 午後1時30分～ 青森地方裁判所 口頭弁論

裁判報告

代表 浅石 紘 爾

1. 新春の決意

原告団結成が1988年8月6日でしたから、去年が節目の25周年、今年は26年目になります。長いようで短い四半世紀でしたが、会員の皆様のたゆまぬ支えと気力、弁護団のバックアップの賜と、衷心から感謝とお礼を申し上げます。朝日新聞(青森版)が記念取材をしてくれましたので掲載後に紹介したいと思います。

3・11からまもなく3年になろうとしています。脱原発・核燃廃止の民意が政策に反映されず、逆に無責任極まりない(昔風に言えば)保守反動の政策に戻ろうとしています。原子力規制委員会がこの流れに抗して、真の独立性と公正性を保持できるかが問われる一年となります。

残された訴訟である再処理施設と海外返還廃棄物管理施設につき、新年早々(1月7日)、日本原燃は新規制基準に基づく事業許可(指定)の変更申請を行ない、規制委員会で適合性審査(バックフィット)が始まりました。

原告団・弁護団も、事業許可(指定)の変更申請内容の検討作業に入り、新規制基準の適否を洗い直したうえで、変更された内容で本当に安全性が確保されているか否かを、取りあえずチェックすることになります。

規制委員会の結論が出るのはかなり先になると言われていますが、その段階で本格的な論戦が展開されます。長期戦となりますが、気合を入れて



再処理安全審査を申請

断層評価で長期化も

2014.1.8 テーリー東北

仕切り直しの年に臨む決意です。倍旧のお力添えをお願いする次第です。

2. 脱原発の潮流

日弁連の人権擁護大会が2013年10月3日と4日に広島市で開催され、私も公害対策・環境保全委員会の原子力、エネルギー部会員として参加しました。

これまで、日弁連は「原発の段階的廃止論」の

立場をとってきましたが、福島原発事故の発生とその後における原子力規制委員会が策定した新規規制基準では事故の再発を防止できないという理由から、「原発は再稼働を認めず即時廃止、新增設も認めない」という決議を採択しました。再処理をはじめとする核燃料サイクルについては、従来より一貫して即時廃止を訴えてきています。民意の大多数は、国や原子力ムラの虚言妄言（電力安定供給、温暖化対策など）に惑わされることなく確実に脱原発に向っています。

しかし、自民党政権の下、次々と申請される原発再稼働、再処理本格稼働の動きを、大きな民意のうねりの中で阻止して行かなければなりません。

3. 再処理裁判

(1) 2つの準備書面陳述

2013年（平成25年）12月6日の再処理裁判では、原告団の成田忠義さんの準備書面（125）「住民の安全・安心を裏切るモニタリングポストの実態」と、山田清彦事務局長の準備書面（126）「核燃料サイクル政策転換に怯える青森県政の過ち」が陳述されました。

前者は、低レベルの放射線被曝でも人体の染色体を傷つけガンや白血病を引き起こしたり、遺伝子の突然変異の原因となることを文献によって裏付け、福島原発事故由来の放射性物質は青森県のモニタリングでは感知されているにもかかわらず、モニタリングポストでの空間放射線量率の変化としては把握できないため、住民は知らず知らずのうちに低線量被曝していること、その対策としてモニタリングはリアルタイムで公表される必要があることなどの点について、被告側準備書面に反論しました。

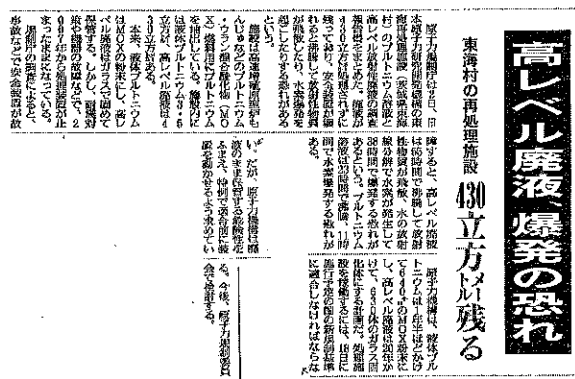
後者は、最近の核燃・原発を巡る情勢を分析して、全量再処理路線から、部分再処理（一部使用済燃料を直接処分する）に移行する兆しが推進論者の中からもみられること、青森県は濃縮ウランや低レベル廃棄物、使用済燃料等にかかる核燃料税を値上げし、核廃棄物を錬金術の対象と見なし活路を見出そうとしていることなどが陳述されました。

(2) 国の上申書

被告国は、3・11以降1通の準備書面を提出したきりでした。今回も、準備書面を書けず手ぶらで

出廷した理由を上申書にまとめて提出しました。要するに、再処理施設の新規制基準ができていないこと、日本原燃から事業指定の変更申請がなされていないので、適合性審査を待たなければならないことなどを理由に挙げています。

原子力施設の安全性は、最新の科学的知見に照らして安全性が確保されていなければなりません（伊方最高裁判決）。ですから日本原燃としては、稼働予定の再処理工場の安全性が新基準でも大丈夫であることをあらためて証明しなければなりません。前記の変更申請は、新基準に照らし工場の改造が必要となれば、現在の施設や設備をこのように変更して基準を満たすようにします、という内容となっています。



2013.12.3 朝日新聞

新基準では「高レベル廃液タンクの冷却機能喪失事故など」が重大事故と指定されました。また、耐震安全性の観点から、下北半島に沿って走る大陸棚外縁断層の活動性が大問題になっています。この点のつき、原子力規制庁が断層調査をすることになり、来春にはその結果が判明します。規制庁は、この調査は活断層調査ではなく下北半島の構造調査であり、副次的成果として活動性や規模が分かればバックフィットに反映させると言っていますが、わざわざこの時期に原子力施設が集中している下北半島の構造調査をやるということは、活断層調査以外の何物でもありません。ですから、日本原燃がこれから出す変更許可申請も、この調査が終わって結論が出た時点で提出すべきです。この点につき、原告団は2013年9月30日付で委員会宛に要請書を提出しました（別紙1）。

ところで、冒頭で述べた国の上申書の末尾に次のような記述がありました。

「被告は、……新たな規制基準の概要等につい

て主張した上、本件再処理施設に係る変更申請等に対する原子力規制委員会の安全審査の進捗状況も踏まえつつ、原告らの主張に反論するとともに、本件安全審査に不合理な点がないことにつき主張する予定である。」

このくだりを讀んだ伊東弁護士は、次のような質問を国の代理人に発しました。「委員会の適合性審査で大陸棚外縁断層が活断層と認められた場合、この裁判はどうなるのか」と。国の代理人は「仮定の質問には答えられない」とお定まりの返答をしましたが、問題は仮定問答などではなく、伊東弁護士は委員会の審査スタンスや体質の問題を突いたのです。

すなわち、委員会が大陸棚外縁断層の活動性を認定すれば、審査は不適合となり、被告が言うところの「本件安全審査の不合理な点」を立証できるはずがありません。被告の主張はあくまでも委員会判断が「大陸棚外縁断層は非活断層」という結論が出ることを前提とした予断主張であり、委

員会の中立性、公正性を自ら否定した発言なので、活断層でないとなれば「不合理な点」の主張ができなくなるのは当然であり、再処理施設の事業変更が「重大な過誤・欠落あり」として不認可となるだけのことです。

4. 特定秘密保護法に対する反対・抗議声明

圧倒的多数の反対を押し切って同法が成立し、今年12月から施行されることになりました。原告団は、反対声明（別紙2）、成立後の抗議声明（別紙3）を内閣総理大臣及び関係者に送付しました。

5. おわりに

これから青森県内は反核運動が盛り上がる季節となります。皆さんこそご参加下さい。

今年も自らの運命を自らの力で切り開いて、目標に一步でも近づける一年にしたいものです。

次回裁判は、3月7日午後1時15分です。傍聴をお願いします。

準備書面(126) (要旨)

核燃料サイクル政策転換に 怯える青森県政の過ち

事務局長 山田 清彦

1985年4月9日の核燃受け入れ表明から28年を経て、国の原子力政策が大きな転換を迎えようとしている。特に、使用済み核燃料を直接処分する検討が始まったことは、全量再処理路線を維持するものと思ってきた青森県政から見たら、驚嘆に値する。しかも、高速増殖炉の研究は、今後も維持する方向性は示されたが、実現の可能性は限りなく低い。そのような中で、旧来通りの原子力政策が維持されるかは微妙である。

また、沖縄電力を除く電力会社が負担しているのが、再処理前受金やレベルの高い放射性廃棄物の後処理費用だが、その出所は国民の負担である。ただし、このお金を国民から集めていることを、大々的には公表していない。その事実を知らないふりをして、青森県は地域振興対策を事業者に求めてきた。だが、もうこれ以上の支援は難し

いと日本原燃が言ったので、青森県にこれと同じような支援をしてほしいと願ったのが青森市長であった。その費用負担を含めて、青森県は重い核燃税を求めることにし、国からもその方向性を認められた。これは、再処理工場が順調に動くことを想定しているらしいが、これが間違いである。

これから新規制基準に基づく核燃施設の審査を行うのだが、原子力規制庁が大陸棚外縁断層の調査を来年までかけて行うという。場合によって、東通原発と再処理工場で、耐震設計の大幅な見直し求められる可能性が濃厚である。そうなれば、既にアクティブ試験を行い、工場内を放射性物質で汚染させた再処理工場にとっては致命的である。耐震工事作業員を被ばくさせるからである。着工から20年を超えた再処理工場を、動かしてはならない。これが時代の変化によってもたらされた結論であろう。

* 1月に入り、東通村から80kmも離れている青森市が原子力防災計画の素案を発表した。但し、立派な計画を作っても、原子力施設との共存は無理である。一番の対策は、青森県民の命を守るために、原子力施設の撤退を求めることである。

準備書面(125)(要旨)

住民の安全・安心を裏切る モニタリングポストの実態

八戸市在住 原告 成田 忠義

はじめに

原告団の準備書面「モニタリングシステムの欠陥」、「平常時被曝の危険性」、「モニタリングポストの問題点」等の指摘に対し、被告国側は準備書面でこれに反論しているが、その多くは訓示規定に過ぎない「審査指針」に依拠したものであるため、その幾つかの点について再反論する。

①周辺監視区域外の線量当量限度について

「原子力施設の周辺監視区域外の線量当量限度は、実効線量当量で1年間に1mSvと定めているもので、この数値を10分の1以下に切り下げる理由はない」との国側反論に対し、神戸大学教授中川保雄氏(故人)の業績を引用して、「今日のICRP放射線被曝防護の基準とは、核・原子力開発のためにヒバクを強制する側が、それを強制される側に、ヒバクがやむをえないもので、我慢して受忍すべきものと思わせるために、科学的装いを凝らして作った社会的基準であり、原子力開発の推進策を政治的・経済的に支える行政的手段なのである。」と再反論。

②英国、仏国の再処理工場周辺における小児白血病の多発について

「原告らの主張は安全審査のあり方を理解しない独自の見解に基づくもの」との国側反論に対し、低レベル放射線の影響については、英国では最大の論争点となり、セラフィールド(旧名ウインズケール)とドーンレイ両再処理工場周辺での小児白血病の多発をめぐる因果関係を一つの焦点として、1986年11月24・25日にロンドンのハマースミス病院で開催された「『電離放射線の生物効果』に関する国際会議」の3つの講演記録を証拠として提出。

③環境放射能レベルをリアルタイムで周辺自治体に流すシステムの構築について

「環境放射能レベルをリアルタイムで周辺自治体に流すシステムの構築は、安全審査の対象外であり、再処理指針9.(放射線監視)により、事故時の環境下においても対応できるよう設計されている」との国側反論に対して、現在整備中の「再処理事業指定基準解釈」第24条(監視設備)では、「再処理施設の周辺監視区域周辺において、…放射性物質の濃度及び空間線量率を監視し、…」との記載があり、今回の青森県下での福島由来の放

射能は、単位当たりの放射性物質濃度の変化としては捉えられたが、空間 γ 線量率の変化としては捉えられておらず、改善すべき問題として再反論。

④中性子線の連続測定の必要性について

「臨界事故の検知については、臨界警報装置により直ちに検知することとしており、臨界事故の際には中性子線の放出と同時に γ 線も検出されることから、モニタリングポストにおいては空間 γ 線量率を測定すれば十分である」との国側反論に対して、JCO臨界事故では、ウラン溶液が臨界状態に達して核分裂連鎖反応が発生し、この状態が約20時間持続した。いったん臨界事故が発生するとその対応に手間取り、その間周辺住民は無用な被曝を強いられて健康リスクは増加し、かつ中性子線の健康影響は γ 線の5倍から20倍と強力であることから、その連続測定は当然であり、 γ 線同様にリアルタイム表示が必要であると再反論。

⑤ムラサキツユクサの生物モニターとしての「実績」について

「ムラサキツユクサの生物モニターとしての『実績』について何ら具体的根拠を示していない」との国側反論に対して、「埼玉大学理学部教授市川定夫氏(故人)らは1974年から、静岡県浜岡町にある中部電力浜岡原発周辺で、ムラサキツユクサを用いた実験を行っており、1974年と75年の夏期(5月から10月)に毎日、雄しべの毛を観測してピンク色突然変異の頻度を観察した結果、原発の試運転期間中(本運転は1976年3月から)に限って、しかもその卓越風の風下の地点のみで、突然変異率が統計学的に有意に上昇していたことが確認されたとし、ムラサキツユクサと人間とでは、細胞レベルの放射線に対する感受性は同程度であり、ムラサキツユクサの細胞に起こっていることは、人間の細胞にも起こっていると考えるべきである。」と再反論。

おわりに

最後に、事業指定時の再処理指針と、福島事故後の第4回国会事故調査委員会(2012.2.15)での斑目春樹原子力安全委員会委員長の証言を引用して、現再処理指針のまえがきには、「本指針については、今後の知見の増大と原子力利用の進展に応じ、適宜見直しを行うものとする」との記述があり、これまで原告らが示した多くの知見が得られているにもかかわらず、その確認や調査・検討を行った姿勢が見られなかったのは被告国側の怠慢である。福島事故を契機に見直されている規則類も同じことで、周辺住民や県民の健康と安寧を確保するため「事業者の責任」を強く求め、強い意志と信念をもって、新たな規則類に魂を吹き込むことを期待したい。

言論封殺の暗雲現われるなか、 反核・反原発運動の今後は？

—伊方原発再稼働阻止
1万人集会に参加して—

黒石市在住 支援者 庄司恵雄

昨年12月1日、伊方原発再稼働阻止1万人集会
が愛媛県松山市で開催されました。石破茂自民党
幹事長が自ブログで「デモもテロ」と書いた翌日
です。氷雨の中、四国四県からの参加者を中心に、
各地からさまざまな人びとが集まりました。青森
からは二人のNさんと小生の3人でした。

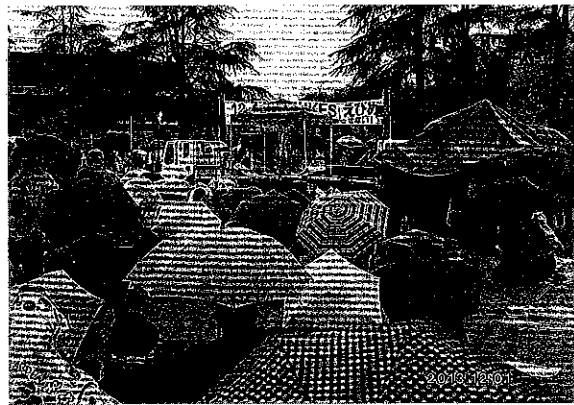
鎌田慧さんらのスピーチが中心になる午後のプ
ログラムに先立ち、午前中は再稼働阻止への熱い
思いを述べたり、歌ったりする人たちが次々と登
壇しました。和やかな雰囲気の中、いきなり「君
が代」を礼賛したかと思うと唄い始める男まで飛
び出して、会場から「帰れ」コールを浴びる一場
面もありました。

会場を最も盛り上げたのは山本太郎さんと三宅
洋平さんのトーク&ライブで、「政治を職業政治
屋に任せていないで、わたしたち素人が国政・地
方政治に出て、垢まみれのプロたちを駆逐するこ
とだ、よしんば落選しても、得票結果から得られ
る反原発への確信と、地域における運動巻き起こ
しの効果は大きい」というアピールに説得力があ
りました。

会場の公園を廻る国道は、四電・電車連からたっ
ぷり資金提供を受けたに違いない右翼街宣車が多
数列を成し、会場に向けて「山本太郎死ね」など
の罵声を大音量で流します。時には会場のスピー
カの音声聞き取れないほどでした。

集会後のデモでは、この街宣車がデモの隊列と
併走して「デモ帰れ」「デモ隊のばかやろう」な
どと怒鳴り散らす声にいささか閉口しました。県
警公安がデモを歩道上の行進に限定したことは許
せません。かつて地響き立ててジグザグデモを繰
り返した安保闘争を思い出しながら、この哀れな
デモを終結したのでした。

反原発集会で君が代を歌ったり、街宣車による
集会・デモ妨害が、エセとはいえ「民主主義」の



城山公園での「NO NUKESえひめ」集会

もとで堂々とおこなわれています。今後はこの手
の反人民的行為だけが目こぼしされ、不都合な真
実をえぐり出す市民の行動が厳しい取り締まり対
象になることでしょう。

特定秘密保護法＝言論圧殺法、日本版NSC＝
憲兵制度復活、集団的自衛権と日米共同武器開発
と武器輸出自由化＝アジア侵略回帰などなど、自・
公政権が維新・みんなと手を組んで富国強兵策を
着々と強行しています。靖国詣では不戦の誓いの
ためと言い逃れるウラで、安倍内閣は着々と戦争
準備に突き進んでいます。日米安保体制を解体し、
この国から核を駆逐しようとする運動への弾圧は
今後いっそう強化され、一般市民の無知をいいこ
とに、当然の如くわたしたちの運動の手足を縛る
日が迫っていると思うと、はらわたが煮えくり返
る怒りを覚えます。

今後の運動に甘い見通しは禁物で、わたしたち
の闘いをいっそう確固としたものにする必要があ
ります。黙っているわけにいきません。

(2014年1月10日 しるす)



三宅洋平氏のアピール

海渡雄一弁護士と広瀬隆さんの講演によせて

—体験的傍証～護憲論

神奈川県在住 原告 山浦 元

下館さんから送って頂いた海渡雄一弁護士と広瀬隆さんの講演ビデオを多くの共闘者に回覧しました。海渡さんたち弁護団が核燃阻止訴訟を提起した当時の情熱を保持していることに敬意を表します。権力と闘っている人はいつまでも若々しい。「秘密保護法」阻止闘争の先頭にも立っている海渡さんの姿を描いた素敵なイラストが「関東のつどい」の利島省治画伯から送られてきました。今度お見せします。

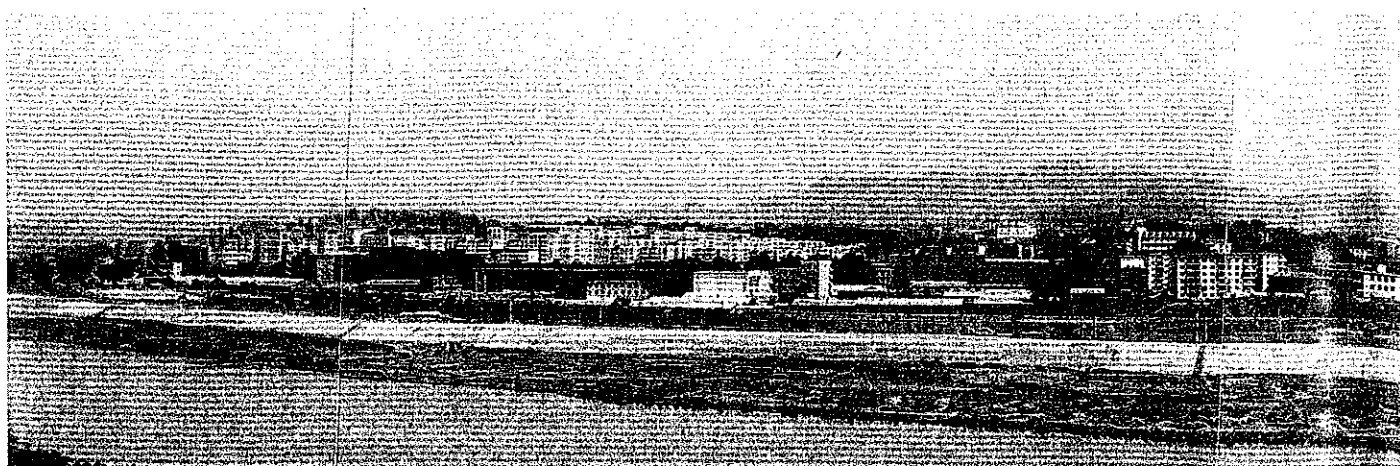
長野県上田市在住の友人・永里繁行さんから「夫婦でじっくり拝見させて頂きました。海渡氏の訴訟説明や活断層をめぐる問題点の冷静な指摘が前段にあったことで、いっそう対照的な語調の怒れるジャーナリスト広瀬氏の講演には鬼気迫るものがありました。原発事故の惨状に繋がる国家中枢～の累積的犯罪、その歴史的累積性に規定された現状況の切迫と抵抗根拠が今更のように鮮明に突き出されており、彼は最後に両手を挙げてあいさつしましたが、たとえ会場に紛れ込んだ右翼テロリストに撃たれても言うべきことを声を大にして言い切るのだ、という覚悟のようなものさえ、その仕種に感じました」という批評が寄せられました。

広瀬さんは（学科は異なりますが）大学の6～7年後輩にあたり、以前から親近感を覚えていた

のですが、私と同じ引揚者であることを講演で知りました。我が国が近隣諸国に対して行なった侵略の史実は広瀬さんが指摘した通りです。体験的傍証を挙げてみます。

原告団ニュース89号で「私の一家6人は昭和21年11月～12月の厳冬、53日かけて旧満州から引き揚げてきました。数十人乗りの船で中国大陸を脱出して朝鮮半島に上陸し、死線と言われた38度線を越えようと必死に歩き続けました。餓死寸前の私たち日本人になけなしのサツマイモを分け与え、救ってくれたのは北朝鮮の民家の人々でした。仇を恩で返してくれた彼らが今飢餓に瀕しているとすれば、私(たち)のなすべきことは明らかです」と記しました。いつも野宿で、通りすがりの畑から無断で野菜を頂いたこともありました。知っていても黙って見逃してくれたのだと思います。もちろん、途中で餓死～病死した日本人の遺体を多く見かけましたが、どうすることも出来ませんでした。私たちを旧満州・安東の港から朝鮮半島の沿岸まで命懸けで運んでくれた船の船頭は、やはり朝鮮人でした。終戦当時2歳の広瀬さんが京城から日本に帰国して1年半後、9歳だった私は、とても人間とは思えない姿で釜山港から博多にたどり着いたのでした。

私の父は日本のセメント会社の電気技師で、奉天省本溪湖市の工場に派遣され、同市の満鉄病院で生まれた私は昭和19年4月、宮の原小学校（在満国民学校）に入学し、富士山の頂上を平らに削ぎ取ったような姿の平頂山を眺めながら通学していました。その美しい山の麓で昭和7年9月、日本軍200人が約3000人の平頂山村民全員を機関銃と銃剣で虐殺してガソリンで焼き、土砂の下に埋め



てしまうという惨劇（平頂山事件）があったことを知ったのは引き揚げ後でした。

これは1例に過ぎず、昭和20年の敗戦に至る日中戦争で日本軍が中国人民に対して行なった苛烈で非人道的な殲滅～肅清作戦を中国側は三光政策～作戦（殺光：殺し尽くす、略光：略奪し尽くす、焼光：焼き尽くす。「光」は・・・し尽くすの意）と呼んで恐れていました。TV朝日の「朝まで生TV」で元海軍兵曹長は昭和12年の南京虐殺事件について「日本軍は女性でも子供でもスパイと思ったら縄で縛って生きてまま揚子江に投げ込んだ。朝起きると死骸が浮かんでいた。幼少時から天皇尊重を教育され、軍人勅語や戦陣訓で天皇のために身をもって尽くし、上官の命令は朕の命令と思えと叩き込まれていたからだ」と証言していました。こうした史実を天皇は知らされていたのでしょうか？軍隊とは殺人鬼集団の代名詞なのです。

小学校に入学して3カ月後、父の転勤により朝鮮半島を望む安東市（現在の丹東市）の錦小学校に移りました。そして翌20年8月15日、昭和天皇の「玉音放送」が社宅の広場に設置されたラジオから流れてきたのです。ませていたとは言え、小学2年生の私には全く意味不明でしたが、次第に硬直していく大人たちの表情の変化を今も鮮明に覚えています。土下座して涙する人など皆無でした。内地とは異なり、国外に居住している日本人にとって、終戦～敗戦は即自らの死を意味していたからです。天皇を頂点とする大日本帝国の支配者らは殆ど国内にいたのです。これが権力者の卑劣な姿であり、本質です。近くに駐留していた日本軍はすぐ姿を消し、翌日臨時登校して先生

が手のひらを返すように天皇をののしっているのを聞いたときは衝撃でした。国も学校も瞬時に消滅したのです。

新政府を樹立した中国人と八路軍は、戦犯として安東市長、官吏、警察、特務機関、憲兵、軍属、資本家らを検挙し、さらに中国人に対して横暴であったと見なされた民間人が逮捕され、罪状によって銃殺が執行されました。安東での逮捕者は約2500名、うち約300名が処刑されたとされています。私と兄は数名の日本人が立ち木に縛り付けられて銃殺された光景を目撃しました。本溪湖地区でも市長、警察署長、陸軍病院長、憲兵隊長、製鉄会社社長など多数の日本人が処刑されました。しかし中国人は平頂山事件のような無差別殺戮を行なうどころか、日本人の孤児を育ててくれたのです。私の一家は昭和21年の暮れ、父母の故郷・越後の農村にたどり着きました。1年半も浪人生活を続けていたので当然ながら学年は下げられ、翌22年1月の3学期から地元の島上国民学校2年生として通学することになりましたが、その通知簿には何と「昭和20年度入学」とあり、本溪湖～安東の学歴は見事に抹消されていました。途方もない幻想共同体＝満州国という擬制の終焉でした。

以上、私のささやかな体験的傍証に基づく護憲論を一言で要約すれば、少なくとも現憲法の第一章天皇条項の削除と第二章戦争放棄条項の存続を前提としない憲法改定論議は無効であるということです。

（2013年12月 記）



宮の原全景

1. 大気浮遊じん、大気（気体状）、降下物などの放射性物質について

(1) 六ヶ所村周辺での主な調査結果

23年度第1四半期に、最大で定量下限値の数10倍まで上昇した大気浮遊じん中セシウムや大気中ヨウ素も、第2四半期以降はNDとなっている。しかし、降下物中セシウムや牧草中セシウムは25年度第1四半期においても僅かながら確認されている。(表1)

なお、表1では23年度第4四半期及び24年度第4四半期の結果はスペースの関係で割愛した。

(2) 東通村周辺での主な調査結果

23年度第1四半期に最大で定量下限値の50倍まで上昇した大気浮遊じん中セシウムは、第2四半期以降NDとなっているが、24年度第2四半期にはNDとなった降下物中セシウムが同第4四半期(前号参照)、及び25年度第1四半期と連続して確認されている。また野菜中セシウムも23年度第2四半期以降はNDとなっているが、牛肉には24年度第3四半期にも事故の影響が認められ、松

葉は25年度第1四半期ではNDとなっている。更に海産食品中セシウムは減しつつあり、25年度第1四半期ではNDとなっている。(表2)

なお、表2では23年度第4四半期及び24年度第4四半期の結果はスペースの関係で割愛した。

2. 調査報告結果のまとめ

福島原発事故の影響については、23年度第1四半期報から【付】として調査報告書に添付されており、その中で県内原子力施設からの影響についても検討されている。福島事故から3年にならんとしているが、今回の25年度第1四半期報でも降下物や牧草にはその影響が確認できる。

なお、原子力規制委員会HPから青森県及び近隣県(岩手県、福島県、茨城県、栃木県)の降下物中セシウムの数値を拾ってグラフ化すると(図1,2)、青森県では事故後5ヵ月ほどで概ね0.1Bq/m²以下の平常レベルとなっているが、隣接県では依然としてその影響が高いレベルで確認されている。原子力資料情報室通信No474(2013年12月1日発行)でも、「今も(排気口や建屋カバーの隙間からの漏洩分として大気へ)毎時1000万Bq

の放射性物質が放出され続けている」との記述があって、予断を許さない状況が続いていることがわかる。

なお、図1,2の作成に用いた数値は、原子力規制委員会HP放射線モニタリング情報の定時降下物(環境放射能水準調査)からの引用なので、興味を持たれた読者は下記のアドレスで確認されたい。

「定時降下物の
モニタリング」
<http://radioactivity.nsr.go.jp/ja/list/195/list-1.html>

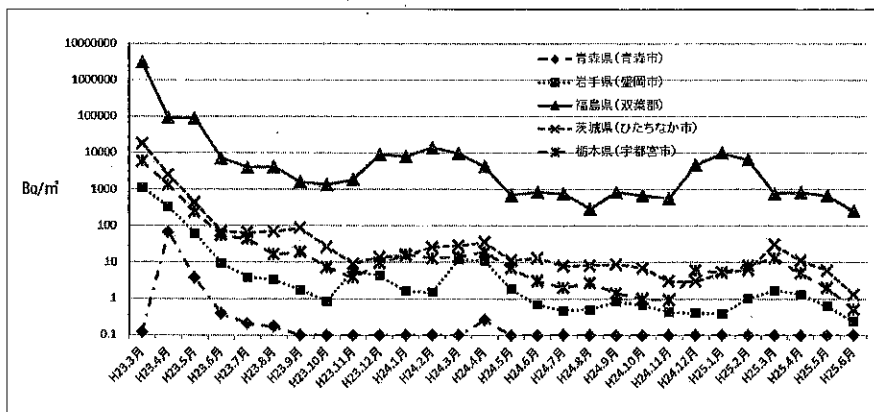


図1 青森県及び隣接県における降下物中セシウム134の推移

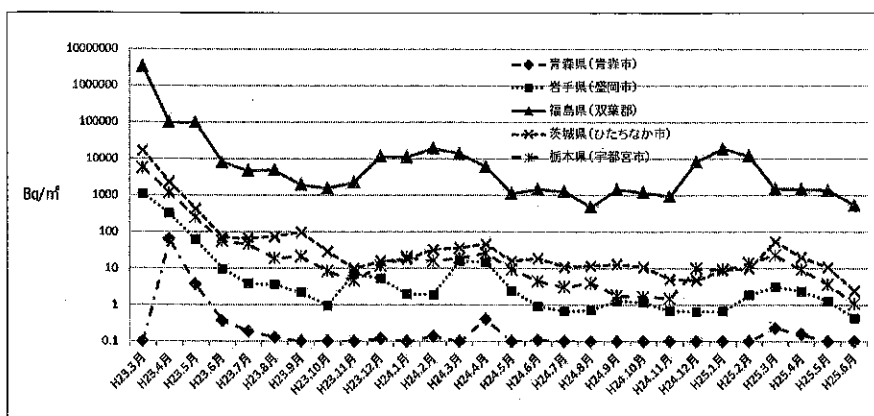


図2 青森県及び隣接県における降下物中セシウム137の推移

第13回イルカ展の報告

事務局長 山田 清彦

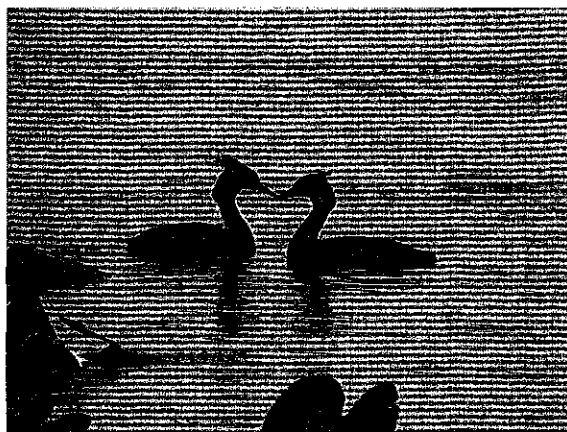
「青森のこどもたちに核燃・原発はイルカ？」を考えてもらうために、毎年、青森市民美術展示館で開催してきました。4階建ての建物なので、一人でも多くの方に足を運んでもらうためには、2～4階で他の催し物があるときに、1階を押さえる必要があります。一度4階で開催しましたが、関係者以外入場者がいなかったこともあって、展示会場に苦勞しています。

また、会の財政が賛同金に頼っている関係で、作品展示者に送料等の負担もお願いしているので、作品の出展数も減っています。賞金を出さなくても、色々と知恵を絞らないと、出展作品が少なく、広い会場をガラガラにすることになるかもしれません。そうならないように、実行委員会では、なるべく新しい試みを取り入れて、多くの方の作品で会場を賑やかにしていきたいと思えます。

さて今年は、2013年11月29日から12月1日までの展示でした。上の階では高校生の習字作品、NHKの写真教室のコンクールなど展示がありましたが、1階を通過した3日間の総入場者数が3桁でした。その中で、半数くらいの方が私たちの展示を見てくれました。ただし、今年はマスコミが一社も取材に来なかったので、新聞記事になりませんでした。それも集客に大きく響いたようです。

今年の展示作品は、福島とチェルノブイリ原発事故、2013反核燃・秋の共同行動、函館の会の活動報告、下北半島の原子力施設等、青森県の自然等の写真、原子力資料情報室の資料紹介、ビデオ上映もありました。

これまでと異色の展示もありました。それは展示会の間近になって、弘前市在住の方の「福島原発労働報告」を偶然手に入れたので、電話で作品展示の承認を経て、これを展示しました。福島原



展示された「三沢市姉沼のカムリカイツブリ」

発事故から間もなく3年を迎えようとしています。本人が福島の放射能汚染状況を測定した表もあり、福島の方が分かり易くまとめられていたので、手に取って見る方が多かったように思います。

私も例年作品を出すのですが、今年は渡り鳥を多く出品しました。その中で、環境問題とも絡んだ出品をしました。三沢市の駅の裏に古間木川があります。ここが5月になると、雑草が茂るので、町内を上げて除草作業をします。その結果、見た目は綺麗になりますが、そのおかげで難儀するのが渡り鳥ですね。人間がヒナの巣立ちを見届けてから除草すればいいのですが、それを待てない。草のない場所でヒナを育てるのは大変。それを風刺して一連の写真を出品しました。また、以前は六ヶ所村の鷹架沼でよく見かけたカムリカイツブリですが、これが三沢市の姉沼に群棲していることを知って撮った作品もあります。

ちなみに来年は、青森市民美術館が改装のために休館となるので、別な場所を探して開催する予定です。ぜひ皆さんもカメラの腕なり、絵画の腕なりを発揮して出品して下さい。特に、子どもが見て楽しめる作品は、集客の中心となります。未来の子供たちに核のゴミを押し付けることだけではなく、夢と希望を与えられるような作品を是非お願いします。後日、作品募集の案内をいたしますので、今から展示に備えての作品作りをお願いします。

六ヶ所核燃などを巡る動き

2013年

10. 15 日本原燃：再処理工場で高レベルガラス固化体を製造する溶融炉の更新を見据え、建設していたガラス固化技術開発施設が完成。2017年の導入を目指す新型炉を実寸大で再現。11月から模擬の放射性廃液を用いて運用を始め、新型炉の技術研究や作業員の運転訓練に活用。
- 24 原子力規制委員会：使用済核燃料再処理工場などの新規制基準でパブリックコメントへの対応を議論。新規制案の内容にはほぼ変更加えず。
- 26 原告団：街頭署名と事務局会議を開催（八戸市）。
- 28 経産省：高レベル放射性廃棄物（ガラス固化体）の地層処分で技術的な信頼性を再評価する作業に着手。
- 28 青森県市長会と青森県町村会：電気事業連合会の寄付打ち切りで財政支援を県に要請。
11. 6 原子力規制委員会：再処理工場操業、12月に施行される新規制基準に適合しない限り認めない方針を決定。
- 16 原告団：事務局会議を開催（八戸市）。
- 18 青森県：核燃税更新で5年間964億円を見込む。
- 20 経産省：高レベル放射性廃棄物の最終処分場の選定方法を応募方式から転換「適地 国が示す」と。
- 20 原告団：内閣総理大臣、衆参議長、各政党党首等に「特定秘密の保護に関する法律案」の反対声明を提出。
- 27 原子力規制委員会：使用済核燃料再処理工場など核燃料サイクル施設の新規制基準を正式に決定。閣議決定を経て12月18日に施行。
12. 6 原告団：核燃裁判。再処理で2つの準備書面を提出。
- 10 原告団：内閣総理大臣等に「特定秘密保護法」に対する抗議文を提出。
- 11 原子力規制委員会：ウラン濃縮工場など核燃料加工施設で取り扱う六フッ化ウラン（気体状にしたウラン）について、化学的な毒性の影響評価を事業者に求めることを正式に決定。
- 12 原子力規制委員会：東北電力東通原発1号機敷地内で4回目の現地調査を実施。原子炉建屋の近くを走る「f-1」断層が議論の中心で、島崎邦彦委員長代理は「地下の動きがどのようなものか、成因を考えるべきだ」と指摘。
- 14 日本原燃：再処理工場の完成時期を2014年10月とする方針。工期延長は20回目。
- 17 政府：高レベル放射性廃棄物の「最終処分関係閣僚会議」の初会合を首相官邸で開催。国が候補地を示す方式に切り替えることを正式決定。
- 18 原子力規制委員会：使用済み核燃料再処理工場など核燃料サイクル施設や試験研究炉の新規制基準施行。施設に応じて過酷事故や地震、津波への対策を強化。
- 19 日本原燃とリサイクル燃料貯蔵（RFS）：核燃料サイクル施設の新規制基準が施行されたのを受け、青森県や立地自治体に安全対策を説明し、原子力規制委員会に安全審査を申請することへの事前了解を求める。
- 21 原告団：事務局会議を開催（八戸市）。
- 25 原子力規制委員会：新規制基準に基づく核燃料サイクル施設の適合審査の進め方を決定。六ヶ所村の使用済み核燃料再処理工場など3施設は事故時の外部影響が大きいとして、通常の前発と同様に公開の場で規制委員を中心に審査。

2014年

1. 7 日本原燃：再処理工場の昨年12月に施行された新規制基準への適合を確認する安全審査を原子力規制委員会に申請。
- 15 リサイクル燃料貯蔵（RFS）：新規制基準による安全審査を申請。使用済核燃料の貯蔵は核燃料サイクルでの全量再処理が前提。
- 17 原子力規制委員会：再処理工場の新規制基準への適合を確認する安全審査を開始。

カンパを戴いた方々です(敬称略)。
ありがとうございました。

「個人情報保護のため、
お名前の公表を控えます。」

総会のお知らせ

次々回の核燃裁判6月6日(金)の翌日6月7日(土)に2014年度の総会を開催します。詳細は次号でお知らせします。

冬期カンパのお願い

いつもお願いばかりで恐縮ですが、原告団は会員の皆様の会費・カンパのご支援により運営されています。

今回のニュースと一緒に冬期カンパの振込用紙を同封しました。何卒よろしくお願い申し上げます。

編集後記

四国松山はめったに行けない遠方なので、物見遊山のついでに八幡浜市から路線バスで伊方町に向かい、そこからタクシーで伊方原発まで行ってみた。佐田岬半島の稜線を走る国道197号線の両側は急峻に海に落ち込み、こんな狭いところに原発があるのかと驚いた。道すがら、ドライバーは「早く再稼働して欲しい」「旅館や民宿、工事関係者も困っている」「事故は怖い让生活ができない」「伊方町では反対の人はいない」などと語っていた。一方、この2月2日のデーリー東北は、伊方再稼働反対60% - 四国4県世論調査86%が原発「不安」 - との記事を掲載している。男女別では、女性の67.0%、男性の53.3%が「再稼働に反対」で、女性の89.8%、男性の83.4%が「原発への不安」を訴えたという。新基準への適合審査が進む伊方原発は、再稼働1番手と言われており、結局、1万伊方町民、140万愛媛県民、四国4県400万の民意にかかってくるのだろう。青森県にとっても他人事ではない。(N記)

お知らせ

原子力市民委員会 意見交換会

日時：3月2日(日) 13:30～16:30

場所：青森市民ホール 1F会議室

主催：原子力市民委員会

参加費：500円

核燃裁判

高レベル第88回公判・再処理第87回公判

日時：3月7日(金) 13:30～

場所：青森地方裁判所

2014年

『さようなら原発・核燃「3.11」青森集会』

日時：2014年3月9日(日) 12:30～

場所：青森市文化会館・大ホール

主催：なくそう原発・核燃、あおもりネットワーク

2014年「4・9反核燃の日」全国市民集会

日時：2014年4月5日(土)

11:00～13:00

場所：青森市民ホール 4F会議室

主催：2014年「4・9反核燃の日」
全国市民集会実行委員会

第7回大間原発反対現地集会

日時：7月20日(日) 11:30～

場所：大間原発に反対する地主の会所有地

主催：大間原発反対現地集会実行委員会
(7月19日(土)大MAGROCKvol.7)

核燃サイクル阻止1万人訴訟原告団

〒039-1166 青森県八戸市根城9-19-9

浅石法律事務所内

TEL・FAX: 0178-47-2321

郵便振替: 02300-9-37486

【核燃阻止原告団】

支援者/年間6000円(購読料共)

サポーター/年間3000円(購読料共)

eメール 1man-genkoku@mwe.biglobe.ne.jp

ホームページ <http://www5a.biglobe.ne.jp/~genkoku/>